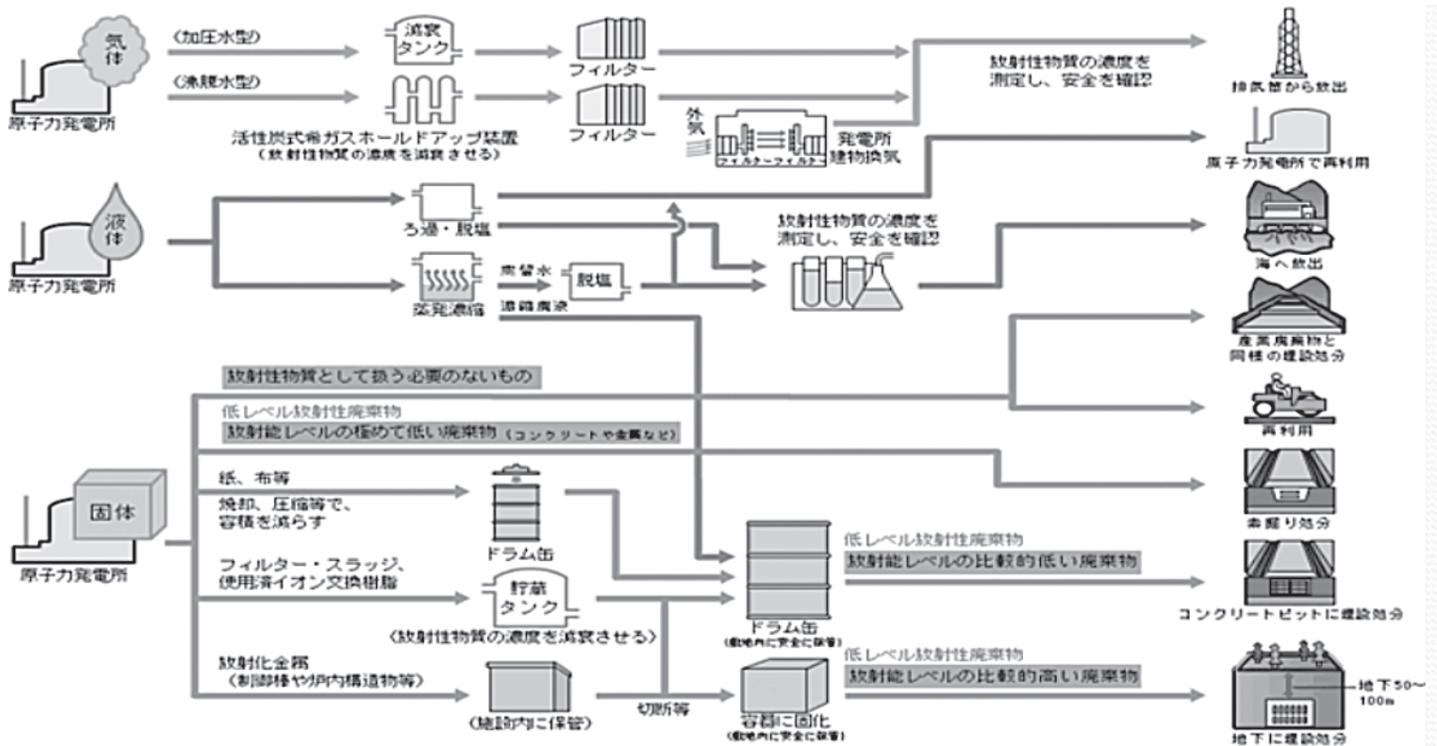


2. これまでの放射性廃棄物の処理方法

原子力発電所の廃棄物処理方法



原子力発電所で発生する廃棄物は、気体・液体・固体に第別され、
性質や濃度によりそれぞれ適切な方法で処理・処分されます。

3. 国の方針など

- 原子炉等規制法のクリアランスレベルを今回の災害廃棄物に当てはめることは適当ではない。(環境省)
- 可燃物は排ガス処理装置としてバグフィルター及び排ガス吸着能力を有している施設では焼却可能。(環境省)
- 8000ベクレル/kg以下の焼却灰や不燃物は埋立可能。(100,000ベクレル/kgへ緩和を検討中) (環境省)
- 災害廃棄物の処理に関する方針の策定・処理の内容や工程などを定めた処理計画の作成・市町村の代行で処理を実施、以上の全てを国が実施可能にする法案が成立。(第177国会で成立)
- 放射性物質に汚染された廃棄物の処理に関しては別の法律で定める。(検討中)